

独立行政法人工業所有権情報・研修館 第六期中期目標

令和 6 年 2 月
改訂令和 6 年 1 2 月
改訂令和 7 年 1 2 月

経済産業省

独立行政法人工業所有権情報・研修館 第六期中期目標 目次

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
<法人の使命>	1
<政策を取り巻く環境の変化>	1
<法人の現状と役割>	1
II 中期目標の期間	2
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援	2
(1) 関係機関との連携	3
(2) 伴走支援と知財経営成功事例の創出	3
(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援	3
(4) 工業所有権の保護及び利用を図るための助成	3
2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	6
(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供	6
(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進	7
3. 知財エコシステムを支える人材育成	9
(1) 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進	9
(2) 若年層に対する知財学習支援	9
(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進	9
4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献	11
(1) 特許庁職員に対する研修	11
(2) 調査業務実施者の育成研修	11
(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等	11
IV 業務運営の効率化に関する事項	12
1. 業務の効果的な実施	12
(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント	12
(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用	13
(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成	13
2. 業務運営の合理化	13
3. 業務の適正化	13
(1) 一般管理費と業務経費の効率化	13
(2) 委託等によって実施する業務の適正化	13
(3) 組織体制及び業務の見直し	13
4. 給与水準の適正化	14
5. 情報システムの整備及び管理業務	14
V 財務内容の改善に関する事項	14
1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保	14
2. 効率化予算による運営	14
3. 業務コストの削減	14
4. 自己収入の確保	14
VI その他業務運営に関する重要事項	15
1. 内部統制の充実・強化	15
(1) 内部統制の基盤の充実	15
(2) INPIの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組	15
2. 広報活動の強化	15
3. 大規模災害等発生時の対応	15

添付資料一覧

- ・政策体系図
- ・使命等と目標との関係

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

<法人の使命>

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供、特許法（昭和34年法律第121号）上の中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成並びに特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的としている。

<政策を取り巻く環境の変化>

デジタル化とグリーン化の競争に対応し、新型コロナウイルス感染症によりダメージを受けた日本の経済を回復していくためには、イノベーションの力を最大限発揮する必要がある中、「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日決定）」においては、スタートアップの起業加速を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出すること、また、「知財推進計画2023（令和5年6月決定）」では、企業における知財・無形資産の投資・活用が重要な鍵であるとの認識の下、多様なプレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革を目指し、当該計画に基づく施策を着実に実行していくことが求められており、INPITが担うべき役割も多数言及されている。

さらに、INPIT法第十二条第六号に中小企業者・試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言業務が明文化されるとともに第七号に助成業務が追加され、中小企業・スタートアップの知財経営支援の中核機関としてさらなるワンストップ知財支援を実現することが期待されている。また、産業競争力強化法において、第二十二条の十五で特定新需要開拓事業者への助言、第三十四条の二第一項及び第二項で特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者に対する助言等を行うことが規定されるとともにINPIT法第十二条第十号に当該業務が追加され、我が国経済のけん引役である中堅企業・スタートアップに対して知財の観点から支援することが期待されている。

<法人の現状と役割>

INPITは、第五期中期目標期間において、47都道府県に知財総合支援窓口を設置し、中堅・中小・スタートアップ企業、大学等に対するアイデア段階から知的財産の取得・利活用に至るまで、支援ニーズに迅速に対応できるよう地域の相談・支援体制の構築を図るとともに、多様な専門家等も活用し、中小企業等の知財に係る課題に、適切に対応を図ってきた。さらに、特許庁とも密接に連携し、基盤システム（J-PlatPat）による産業財産権情報の提供、初心者から専門家に至る幅広い知的財産関連人材の育成など、知財に関する総合的な支援実施機関としての役割を担ってきた。

一方、我が国の知的財産の活用状況に目を向けると、資力、人的リソース、情報、ノウハウ等が不足しているが故に、知財を企業経営のキーエレメントに据える「知的財産経営」を実践するまでには至っていない中小企業等が依然として多数存在している。

産業財産権を通じて未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生み出される知財エコシステムを

協創することでイノベーションを促進する社会を実現していくため、INPIには、更なる支援メニューの充実化、関係機関との連携強化、INPI自身の体制強化などにより知財経営支援の中核機関としての体制を整えより一層貢献していくことが求められる。

II 中期目標の期間

令和6年4月1日～令和10年3月31日（4年間）

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

特許庁とINPIが令和5年5月に策定した「知財活用アクションプラン¹」では、中小・スタートアップ企業、大学等における知財戦略をはじめとする事業構想の支援強化を図るため、以下の3つのポイントを掲げた。

①地域のニーズに即したきめ細かいワンストップ知財経営支援サービスの実現

地域ニーズに即した地域ブロックごとの知財経営支援体制の構築や全国一律での高品質な知財経営支援サービスの提供（知財経営支援ネットワークの構築）

②大学シーズをはじめとする研究開発成果の社会実装までを実現する知財戦略の浸透

地域の中小企業、スタートアップ、大学を施策の対象として一体的に捉えて、研究開発から社会実装までを切れ目無く支援する体制構築

③経営戦略と知財戦略の一体化

知財を経営に活用する重要性に関する「気づき」の促進や中小企業等に対する経営支援への知財支援の組み込み

上記3つのポイントを、第六期中期目標期間中のINPIの主要な役割として位置づけ、知財経営支援の中核機関として以下のような事業に取り組むこととする。

また、従前よりINPIが実施している特許庁職員等に対する研修及び特許庁の審査資料の整備・提供等の業務は、特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するものであり、引き続き着実に実施し特許行政に貢献していく。

なお、INPIは、特許庁の実施庁目標に記載されている効果指標（第六期中期目標期間開始時点である令和6年度実施庁目標では、「新規に特許等の出願を行う中小企業数 14,000 社以上」及び「特許出願件数（内国人の特許出願件数）に占める中小企業の割合 18%以上」）の達成に貢献していく。

1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援

知財の課題発掘から知財の形成、知財の戦略的活用まで、関係機関とも連携しながらワンストップで支援する支援エコシステムを形成し、優れた技術を持つ中堅・中小・スタートアップ企業等の事業成長、知財の海外流出対策、海外展開における知財戦略の構築や大学等の研究開発成果の社会実装に向けた支援を行う。また、知財活用の成功事例の情報発信を効果的に行い、知財エコシステム形成に

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230524002/20230524002.html>

寄与する。

(1) 関係機関との連携

特許庁、INPIT及び日本弁理士会は、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」の取組を強化し、地域における支援システムのコアを形成する。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協会、スタートアップ支援機関連携協定に参加する政府系機関、農林水産省、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）、一般財団法人日本規格協会（JSA）、地方自治体、金融機関等とも連携し、地域の中堅・中小・スタートアップ企業等の“稼ぐ力”の向上に取り組む。加えて、INPITの機能の地方展開に取り組む。

(2) 伴走支援と知財経営成功事例の創出

中小企業、スタートアップ企業等の相談者のうち成長が期待できる有望企業に対して、ビジネスモデル診断から知財戦略構築まで助言する伴走支援を行う。また、その成功事例を創出し、広く情報発信を行い、「知的財産経営」の自走に寄与する。

さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者に対しても、事業再編時の知財活用の観点から助言を行う。

(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援

大学等のシーズの社会実装を促進するため、社会実装までを視野に入れた知財戦略の策定、プロジェクト当事者間の知財の取扱等に関する助言を行う。また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対し、その成果が事業化・産業化につながるよう、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等を実現する知財戦略の策定等に関する助言を行う。

さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定新需要開拓事業者に対しても、オープンクローズ戦略の策定に関し知財活用の観点から助言を行う。

(4) 工業所有権の保護及び利用を図るための助成

特許法上の中小企業者・試験研究機関等及び産業競争力強化法における認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対する助成について、関係規定等を整備した上で事業を開始し、知財の戦略的活用の支援強化を図る。

【指標】

(定量指標)

指標1－1：関係機関との連携件数について、令和6年度は、12,000件以上を、令和7年度からは中期目標期間中毎年度、13,300件以上を達成する。

指標1－2：関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。

サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、中期目標期間中毎年度、50%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】

指標1－3：伴走型支援を行った企業数について、中期目標期間終了時までに、累計200社以上を達成する。

指標1－4：伴走型支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに、累計50社以上を達成する。(アウトカム指標)【困難度高】

指標1－5：助成を受けてなされた海外出願（同一発明等で複数国出願の場合は1件とする。）が、中期目標終了時までに累計720件以上を達成する。

(定性指標)

指標1－6：認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。

指標1－7：関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ（知財人材育成）に貢献する。

指標1－8：伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというINSTITUTIONの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”的向上に貢献する。

指標1－9：中小企業者・試験研究機関等に対して、事業者の経営戦略や試験研究機関等の研究開発の方向性も踏まえつつ知財の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。

指標1－10：産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して助言を行うにあたっては、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、当該事業者の経営戦略の方向性も踏まえながら、知財の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーション促進に貢献する。

指標1—11：工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、INPITの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつ、ワンストップ知財支援の実現及びイノベーション促進に貢献する。

<留意事項・想定される外部要因>

- ・知財戦略の策定と実行の重要性を認識している中堅・中小・スタートアップ企業等においても、経営環境の急速な悪化があると資金が不足し知財活動が停滞することが多い。そのため、成果指標と効果指標は、企業の経営環境の急速な悪化が全国的に生じた場合（例えば、リーマンショック時のようなグレートリセッション、パンデミック、大規模な自然災害等）は、評価において適切に考慮するものとする。
- ・関係機関における支援事業の全国規模での大幅な廃止・撤退があった場合は、連携件数に直ちに影響を与えるため、このような場合は評価において適切に考慮するものとする。

<指標水準の考え方>

指標1—1：令和6年度は、第五期中期目標期間中の目標件数9,000件を目安にしつつ、令和2年度から令和4年度までの過去3年間における関係機関との連携件数(令和2年度:9,792件、令和3年度:11,291件、令和4年度:13,615件)から算出された年平均の連携伸び率約17.9%を基準とし、第五期における連携パートナーの増加を踏まえれば、より一層の連携が想定されるため、政策的に更に15%を上積みして(合計32.9%増)、12,000件以上を目標とする。また、令和7年度からは中期目標期間中毎年度、令和3年度から令和5年度までの3年間における関係機関との連携件数(令和3年度:11,291件、令和4年度:13,615件、令和5年度:14,856件)から算出された年平均13,254件をもとに、13,300件以上を目標とする。

指標1—2：経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合については、個別連携事例の当初課題からみて、INPITによる支援の効果を調査することになるが、例えば、新規事業立上げや販路拡大などのビジネス課題に対し、適切な知財ポートフォリオの確保と活用、ブランディング支援、ノウハウの活用など、知的財産面での支援が効果的であったか、定性的な面から高いレベルでの効果をもって判断することを意図しており、課題解決に寄与した割合50%以上を目標とする。

指標1—3：「知財活用アクションプラン」において、①ディープテック分野のスタートアップに対する支援強化が求められていること、また、②商工会議所等との連携強化により、知財支援のすそ野を広げることが求められており、いわゆる製造業以外の支援対象者が増加することが見込まれる。そのため、伴走型支援において、支援の困難さが増すとともに、支援に必要となる専門家のバリエーション拡大が想定されるため、支援リソースも考慮し、第五期中期目標期間の支援実績と同様200社以上を成果指標とする。

指標1－4：支援対象の高度化・高難度化を踏まえ、効果指標は第五期中期目標期間と同様、事業成長上の効果が認められた企業数について支援企業のうち25%以上（50社以上）を効果目標として設定する。なお、事業成長上の効果の判断については、伴走支援によって売上増、営業利益増、雇用増、投資額増に寄与したかどうかなどを踏まえ、客観的に行う。

指標1－5：INPIT外国出願補助金の公募について、1回あたりの交付の決定を80件、公募回数については単年度あたり平均3回、令和7年度以降の3年度で合計9回行われるものとして、この合計で720件以上を目標とする。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標1－2：

- 【重要度高】 関係機関との連携強化は「知財推進計画2023」にも掲げられた重点施策の1つであり、効果指標として重要である。
- 【困難度高】 経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができたかの基準は、支援を受けた者の期待値にも左右される。そのため、その解決に寄与したと50%以上のユーザーから評価を得るのは達成困難な指標である。

指標1－4：

- 【困難度高】 事業成長上の効果が認められたかの基準は、知財に係る支援の効果単独で測ることはできず、売上増、営業利益増、雇用増、投資額増等からの総合的な判断となるため、累計50社以上は達成困難な指標である。

2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用

特許公報等の産業財産権情報はイノベーションの基礎となる情報であり、INPITは引き続き産業財産権情報のインフラを整備し、迅速かつ安定的な情報提供を行う。また、産業財産権情報を知的財産経営に有効に活用する方策を広く普及する取組を促進する。

（1）産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）をはじめとした、国内外の産業財産権情報を提供するためのインフラを安定的に提供するとともに、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、更なる利便性向上に向け、現行のシステムの刷新も見据えた必要な見直しを検討・実施する。また、産業財産権情報の有効活用を促すため、全国各地において参加可能なセミナー等の開催や利用方法・活用方法を紹介するマニュアル等の提供活動の充実を図る。さらに、INPITは「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として位置づけられていることを踏まえ、公報閲覧室を設置し、我が国の公報を全件閲覧可能とする。

(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進

企業が経営戦略や事業戦略を検討する際には、知的財産の情報を加味した上で分析することが重要である。中小企業等に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、課題解決策を提案する支援を行うとともに、支援を通じて有効であった事例を分析し、中小企業等に適した分析モデルとして公表し、知的財産情報の有効活用を促進する。

【指標】

(定量指標)

指標2－1：知財情報の基盤検索サービスであるJ-PlatPatの普及状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間中毎年度、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22,000以上を達成する。

指標2－2：J-PlatPatの企業活動における利活用状況（J-PlatPatを用いた競合他社の先行技術調査、技術動向調査、先願商標調査等により実現できた重複出願の排除、重複研究開発の回避、他社技術に対する侵害調査といった具体的な利活用の状況）を踏まえて判断を行う。サンプル調査に基づき、中期目標期間中毎年度、具体的に利活用が出来た割合が2／3以上を達成する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

指標2－3：「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせて分析を行い、中小企業等の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策を提供・提案する（以下「IPランドスケープ」という。）ことを目的とした支援を実施する。中期目標期間中毎年度、80件以上を達成する。

指標2－4：中小企業等に対しIPランドスケープを目的とした支援を実施し、対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった事例を踏まえて判断を行う。経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、中期目標期間中毎年度、40件以上を達成する。（アウトカム指標）【困難度高】

(定性指標)

指標2－5：マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズすることが必要。ユーザーの生声に基づいたマニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”的な普及活動を強化する。

指標2－6：IPランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表すると共に、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。

<留意事項・想定される外部要因>

- ・企業等を巡る経営環境の急速な悪化が全国的に生じた場合（例えば、リーマンショック時のようなグレートリセッション、パンデミック、大規模な自然災害等）は、資金が不足し知財活動が停滞することが多いため、企業等に加え、弁理士事務所等の支援者を含めた知財エコシステムの循環が停滞し、J-PlatPat 利用度も減少する恐れがある。

J-PlatPat や IPePlat（動画コンテンツの提供インフラ）は安定稼働に努め、万全の対策は施しているものの、予期し得ないサイバー攻撃や大規模災害等により、サービスに支障をきたす恐れがある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

- ・知財戦略の策定と実行の重要性を認識している中堅・中小・スタートアップ企業等においても、経営環境の急速な悪化があると資金が不足し知財活動が停滞することが多い。そのため、成果指標と効果指標は、企業の経営環境の急速な悪化が全国的に生じた場合（例えば、リーマンショック時のようなグレートリセッション、パンデミック、大規模な自然災害等）は、評価において適切に考慮するものとする。

<指標水準の考え方>

指標2－1：過去におけるトレンド（①マニュアルの配布数（令和2～4年度：年平均13, 515部）、②講習会受講者数（同：年平均のべ417名）、③動画コンテンツの再生数（同：年平均7, 364回））を踏まえて、合計値として22, 000回以上と設定する。

指標2－2：無料のウェブサービスである J-PlatPat は、膨大な産業財産権情報を検索する基本ツールとして、誰でも手軽に利用できる情報提供の支援インフラとしての役割を果たしている。J-PlatPat 利用者に対し、産業財産権情報の利活用に関する調査を実施し、知財経営に資する産業財産権情報提供サービスが適切に運営されているかを測るために、利用者が J-PlatPat を企業等の知財活動に有効に利活用した割合について、中期目標期間中毎年度、2／3以上を達成する。

指標2－3：支援可能な専門人材の人的リソースを最大限活用した場合の年間実績可能件数を80件とし、成果指標（アウトプット）の目標として掲げた支援事業件数、効果指標（アウトカム）に掲げた件数については、第六期中期目標期間中、年80件×4年=320件の母数の内、年40件×4年=160件規模の有効事例を出すことで、IP ランドスケープの導入に興味を持つ潜在的企業に対する“呼び水”とする。

指標2－4：対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であったかについては、経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等の経営課題に対し、経営者が IP ランドスケープ支援の結果を経営判断に活用したか評価することとなるが、経営者の主観的判断に大きく影響を受けることを踏まえれば、過半数の40件以上を目標とする。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標2－2：

【重要度高】 J-PlatPat を用いた知財情報活用は「知財推進計画2023」にも掲げられた重点施策の1つであり、効果指標としては重要である。

【困難度高】 J-PlatPat の企業活動における利活用形態は、各社によって千差万別であり、また、企業規模（大企業／中小企業等）によっても検索機能の要望レベルが異なることを踏まえれば、具体的に利活用が出来た割合が2／3以上は達成困難な指標である。

指標2－4：

【困難度高】 対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった否かは、経営者の主観的判断に大きく影響を受けることを踏まえれば、40件以上は達成困難な指標である。

3. 知財エコシステムを支える人材育成

中堅・中小・スタートアップ企業、大学等における知財の戦略的活用の重要性の高まりを踏まえ、知財担当者にとどまらず、経営層や他機関の支援人材、専門家などターゲットを明確化して研修プログラムを充実させる。そして、特許庁及びINPIが有する知識、経験及びノウハウに基づいて開発・作成した知財人材育成教材等について、インターネット経由で広く提供するためのプラットフォーム（IP ePlat）を積極的に活用して知的財産関連人材の量的・質的拡大を図る。

(1) 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進

企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、弁理士、中小企業支援人材等の様々な対象者ごとに、それぞれに適したコンテンツを体系的・計画的に開発し知財人材育成教材の利用拡大を図る。さらに、INPIが実施する研修における利用に加え、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等での利活用も促し、普及の拡大を図る。

(2) 若年層に対する知財学習支援

学生・生徒などの若年層の知財マインドを醸成するため、知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを実施する。また、高校生や高等専門学校学生などへの、知財の創造から保護、活用まで総合的な知財マインドの醸成を目的とした知財学習に対する支援を実施する。

(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進

INPIと中国、韓国及びASEAN諸国等の知財人材育成機関との間で、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等に関する連携・協力を引き続き推進する。

【指標】

(定量指標)

指標3－1：IP ePlatに掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発状況を踏まえて判断を行う。関係機関との連携の下、中期目標期間終了時までに、累計66本以上を達成する。

指標3－2：INPITが開発した知財人材育成教材の利活用状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間終了時までに、INPITが主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及びIP ePlat等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者（以下「教材利用者」という。）の合計、累計28,000者以上を達成する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

（定性指標）

指標3－3：IP ePlat自体はフル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。

＜留意事項・想定される外部要因＞

- ・セミナー等はグループディスカッションを含む形式で開催していることもあり、オンライン開催も取り得るとはいえ、コロナ禍でみられたような感染症の大規模流行といった不測の事態においては受講を控える要因となり、その場合は成果指標が大きな影響を受け得る。
また、成果指標は、経営環境の急速悪化、為替の変動、投資資金の国外流出、エネルギーコストの急上昇や大規模な自然災害等の要因により影響を受け得る。
これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

＜指標水準の考え方＞

指標3－1：第五期中期目標期間中、知財人材育成教材の開発を累計50件行うが、令和4年度から過去3年間における関係機関との連携伸び率が約17.9%であり、更なる連携の伸び（+15%）が想定されること踏まえ、関係機関のニーズを踏まえながらコンテンツの一層の充実を図る（ $50 \times 132.9\% = 66.45$ ）。なお、コンテンツ開発1本ごとに各種調整等の労力がかかるなどを踏まえ、成果指標としてはIP ePlatのコンテンツ本数で計上する。

指標3－2：セミナー等の機会及びダウンロードを通じて実際に教材を利用した者、IP ePlat等を通じて教材をダウンロードした者等の総数が年間約7,000者弱であることを踏まえ、今期間中は28,000者を指標とする。

＜重要度高・困難度高の設定理由＞

指標3－2：

- 【重要度高】** 知財を創造・活用する人材の育成は「知財推進計画2023」にも掲げられた重点施策の1つであることから、知財人材育成教材を提供するIP ePlatの活用は効果指標として重要である。
- 【困難度高】** 知財関連研修、セミナーでの利用者数、知財人材育成教材のダウンロード数は、ユーザーの主体的行動によるものであることを踏まえれば、累計28,000者以上は達成困難な指標である。

4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献

INPITが実施している特許庁職員等に対する研修及び特許庁の審査資料の整備・提供等の業務は、特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するものであり、引き続き着実に実施する。

(1) 特許庁職員に対する研修

特許庁職員に対する研修については、特許庁と緊密に連携しつつ、特許庁が定める「研修計画」に則って実施する。また、研修カリキュラムについて、研修効果等を精査・評価し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。

(2) 調査業務実施者の育成研修

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(平成2年法律第30号)に規定されている先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者に求められる研修については、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に則って実施する。また、特許庁審査官のニーズに応えられるレベルまで文献調査能力を向上させるため、研修カリキュラム等の改善を適宜行う。

(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

特許庁の審査資料として特許協力条約に規定する文献や特許公報以外の技術文献等を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供するとともに、出願書類の保管・出納業務、特許庁庁舎における相談窓口業務を着実に実施する。また、国際協力に関する特許庁の取組を支援するため、引き続き、我が国の産業財産権情報の英訳等の作成を行う。

【指標】

(定量指標)

指標4-1：特許庁の職員の能力向上状況を踏まえて判断を行う。特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、中期目標期間中毎年度、400科目数以上を達成する。

指標4-2：特許庁の職員研修担当者に対し、INPITが提供した特許庁職員向け研修について、

- A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を

4段階で評価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、中期目標期間中毎年度、25%以上を達成する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

（定性指標）

指標4－3：特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等が有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。

＜留意事項・想定される外部要因＞

- ・成果指標について、必須実施研修の科目数の増減は特許庁の研修計画に左右されるため、特許庁の研修方針が大幅に変わるような事態があれば科目数にも影響が及ぶ。こうした環境変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

＜指標水準の考え方＞

指標4－1：第五期中期目標期間中、過去3年間における平均必須科目数は372科目であったが、特許庁の要請に応じた研修実施を考慮して400科目数以上の実施を目標とする。

指標4－2：特許庁職員の能力向上及び研修運営の満足度については、INPITに対し相当程度高い成果を求めるものであり過去には実施していない試みであること、特許庁の職員研修担当者において厳格に審査をすることを踏まえ、各項目において実施する4段階評価のうち最上位評価の平均割合について、四半分である25%以上を目標とする。

＜重要度高・困難度高の設定理由＞

指標4－2：

- 【重要度高】複雑化・高度化する出願に対応するため、特許審査官が複数の技術分野に習熟するよう措置を講じることが「知財推進計画2023」にも掲げられていることを含め、特許庁職員の人材育成は推進計画に掲げられた重点施策に取り組んで行く上で、効果指標としては重要である。
- 【困難度高】能力向上への貢献度、満足度の評価は、絶対評価が困難であることを踏まえれば、各項目の最上位評価指標の平均割合25%以上は達成困難な指標である。

IV 業務運営の効率化に関する事項

国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長によるリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行うものとする。

1. 業務の効果的な実施

（1）目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント

各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえ

た業務マネジメントを実施する。その上で、P D C Aサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。

(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用

外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、外部有識者へのヒアリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。

(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成

今後の I N P I T の業務・組織体制等も見据え、プロパー職員の計画的な採用を行う。また、プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し、計画的な人事配置や研修を行う。

さらに、I N P I T が知的財産経営支援の中核機関としての役割を果たすためには、「知財」と「経営」を上手く結びつけられる人材の確保が求められるところ、企業経営について専門的な知識を有する人材を採用できるよう検討を進める。

2. 業務運営の合理化

デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進等により、デジタルを活用した利便性の高い情報分析のための IT サービスの導入を検討・実施し、政策的エビデンス情報の収集分析及び組織内業務の効率化を推進する。

3. 業務の適正化

(1) 一般管理費と業務経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4 %以上（毎年度、前年度比 1. 3 %程度）の効率化を図る。

(2) 委託等によって実施する業務の適正化

委託等により実施する業務については、I N P I T が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。

(3) 組織体制及び業務の見直し

政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・特許庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止、又は類似業務との統合等を進める。

4. 給与水準の適正化

給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。

5. 情報システムの整備及び管理業務

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）（以下「政府方針」という。）に則り、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で行うとともに、政府方針の改定等に適切に対応する。

また、クラウドサービスを利用できる場合、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により情報システムの調達を進める。

加えて、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。

上記取組の実施に際しては、以下の指標により対応する。

【指標】

- ・PMOの支援実績
- ・情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績
- ・クラウドサービスの活用実績

V 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保

「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。

2. 効率化予算による運営

運営費交付金を充当して行う業務については「IV 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

3. 業務コストの削減

管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進するとともに、持続可能な調達活動も意識しながら業務を実施する。

4. 自己収入の確保

受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修については、研修の内容・効果等を勘案して、

受講料を徴収する新規研修の検討を、また、産業財産権情報提供サービスの利活用を促すための個別セミナーの有償化についての検討を行う。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実・強化

(1) 内部統制の基盤の充実

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付総管第322号総務省行政管理局通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づき、INPITの全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。

(2) INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組

INPITが運用する全ての情報システムについて、その扱う情報の格付けに応じて必要なセキュリティ対策を実施する。

また、情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえて、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に基づき、INPITの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、統一基準群を踏まえて定めた「情報・研修館セキュリティポリシー」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、必要に応じてINPITによるヒアリング等を実施する。

さらに、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）等が提供する情報システムの脆弱性等に関する情報に基づき、サイバー攻撃の未然の防止に努めるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデント等が発生した際の初期対応等について職員の教育を徹底すること等により、情報セキュリティの強化を図る。

2. 広報活動の強化

INPITの支援施策の利用促進には、INPITの知名度・認知度を高めるとともに、知財の重要性についての理解の向上を図ることが重要である。

INPITの知名度・認知度が十分とは言えない現状に鑑み、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、より効果的な広報のあり方について検討を行いつつ、INPITのブランド力を高めて広報活動を強化する。

3. 大規模災害等発生時の対応

自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。

(以上)